社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成28年度 第2回 評議員会議事録

1 開催年月日 平成28年12月21日(水)

午後2時10分~午後3時35分

2 開催場所 精華町地域福祉センター

かしのき苑 1階 会議室A・B・C

3 評議員総数 36名(欠員4名)

4 出席者氏名 22名(別紙1のとおり)

5 欠席者氏名 14名(別紙1のとおり)

6 議事の経過要領及び議案議決の結果

日程番号1 議長の互選について

定刻に至り、定款第14条第5項の規定により議長に田中義明氏が選任され、議長は定款第14条第7項に定める定足数を満たしていることを確認した。

日程番号2 議事録署名人の選任について

定款第14条第10項の規定により議事録署名人に加藤 博・髙鍋房美 両評議員を指名し、議案の審議に入った。

議 長 続きまして日程番号3。第5号議案、社会福祉法人精華町社会福 祉協議会定款変更についてに入らせていただきます。事務局から 提案願います。

事務局長 はい、議長。第5号議案、社会福祉法人精華町社会福祉協議会定 款変更について。平成28年12月12日開催の平成28年度第 2回理事会において、定款変更の同意を得たため、社会福祉法人 精華町社会福祉協議会定款(案)について、別紙のとおり提案し ます。提案理由といたしましては、社会福祉法人制度改革におい て、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21 号)により経営組織の見直し等が行われることに伴い、社会福祉 法人においては定款の変更が求められています。平成28年11 月11日に政省令が公布されたことを受け、平成28年11月2 4日に全国社会福祉協議会から社会福祉協議会向けモデル定款が 示されたことに基づき、本会の定款を変更する必要が生じたため のものでございます。平成28年12月21日提出。社会福祉法 人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。それでは、事前にお送り いたしました議案書の添付資料といたしまして、定款全文の案と、 いわゆる変更前後が示されました新旧対照表をご用意させていた だいたかと思います。本日につきましては、この新旧対照表のほ うを用いまして、評議員の皆さま方にご説明をさせていただきた いと思っております。なお今回は、基本的には法律の改正という ことでございますので、法改正によって必要的記載事項と呼ばれ る義務的に変えなければならない部分と、それから法人独自で考 えられる任意的記載事項と言われる部分がございます。お時間の 都合もございますので、変更部分を中心に朗読をさせていただき ながら、特にこの任意事項のほうを中心的にご説明をさせていた だきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申 し上げます。それでは、新旧対照表の内容でございますが、左側 に変更後の条文。(新)と書かれたほうでございます。右側には、 変更前の条文。(旧)と書かれたものでございますが、左側の新の 条文のほうを中心にしてご説明をさせていただきたいと思います。 なお、条文中、略と表現している部分につきましては、前後の変 更が無い部分で省略をさせていただいておりますので、その点、 ご了承をお願い申し上げます。まず、第2条の事業でございます。 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。5号 までは変更前と同じでございます。6号、共同募金事業への協力。 7号、ボランティア活動の振興。8号、老人居宅介護等事業の経 営。9号、老人デイサービス事業の経営。10号、障害福祉サー ビス事業の経営。こちら6号から10号につきましては、モデル 定款に基づきまして並べ替えと言い回しを変更させていただいて

おります。少し飛びまして、13号でございます。福祉総合相談 事業です。既存の事業を追加させていただいております。今回の 定款変更を機に、明文化したいものでございます。14号、生活 支援体制整備事業。こちらにつきましては、ご承知の方も多いと 思いますが、来年4月から介護保険制度が改正されることになっ ております。新介護保険法のもと、総合事業が展開される訳でご ざいますが、それを今回の定款変更の中で、生活支援体制整備事 業といたしまして追記させていただくものでございます。 15号 につきましては繰下げでございます。次に第4条でございますが、 2ページ目をご覧いただきたいと思います。 4条の2項でござい ます。この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・ 生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額 な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。こちらに つきましては、法改正により明文化が義務化されたものでござい ます。次に、第6条の評議員でございます。第6条、この法人に 評議員13名以上15名以内を置く。こちらにつきましては任意 で設定できるものでございますが、法令上は、7名以上というこ とになっております。説明の関係で資料のほうが前後して誠に恐 縮でございますが、5ページの第18条をご覧いただきたいと思 います。第18条の1号に、理事12名というふうに明記させて いただいております。法令上は6名以上ということでございます が、現在15名の理事がいる訳でございますが、調整いたしまし て3名減ということで、ちょうど法令の6名以上の2倍にあたり ます12名で、今回、定款の変更を提案させていただいているも のでございます。同じく法令の中では、理事の定数を評議員は上 回らなければならないということになってございますので、当然、 理事12名という場合は、13名以上という義務が課される訳で ございます。誠に恐縮ですが、2ページのほうにお戻りをいただ きまして、第6条でございますが、この法人に評議員13名以上 15名以内を置くということで、法令の基準でございます、理事 の数以上ということで13名以上。それから、15名以内という

ことで今回は設けさせていただいて、提案をしたいものでござい ます。この定員の考え方でございますが、現在は40名という非 常に多い定数でございます。かねてから、構成していただいてお ります各団体の皆さま方から、機会があればという条件付きでご ざいますが、負担をなるべく軽くするために、評議員の選出数を 抑えるようにというようなご依頼、ご意見もいただいていたとこ ろでございますので、今回を機に13名以上15名以内というこ とで、体制といたしましては縮小ということで、ご提案をさせて いただきたいと思っております。次に第7条です。この法人に評議 員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・ 解任委員会において行う。この条につきましては、今回、法改正で 新設されたものでございます。現行は、評議員は理事会において選 任するということになっておりますが、4月以降は理事会で選任す るのではなく、この委員会において選任するということに改めたい と思っております。 2項、評議員選任・解任委員会は、監事1名、 事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。こちらは、法 令では3名以上とされておりますが、今回、3名ということで提案 をさせていただきたいと思っております。次に3項です。評議員選 任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。4項でご ざいますが、こちらのほう、一部文言の修正を提案させていただき たいと思っております。文頭、選任候補者というふうにございます が、こちら、選任候補者という表現が誤解を招く恐れがあるという ことから、先の理事会の中で文言修正のご意見を賜っております。 従いまして、一部修正でございますが、この選任の部分を評議員に 改めて修正提案をさせていただきたいと思っております。朗読いた します。評議員候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に 基づき理事会が行う。このように改めたいと思います。この4項の 中に出て参ります、別に定める規程という表現でございますが、こ の定款の中でも何度か出て来ると思います。別の規程を定める訳 でございますが、今回、定款の承認手続き。京都府が認可を出す 訳でございますが、この認可を得てから、年明けの理事会並びに

評議員会にご提案をさせていただきたいと。このように考えてお ります。次に5項でございます。こちらにつきましても、選任の 部分を評議員に改めたいと思います。評議員候補者の推薦及び解任 の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判 断した理由を委員に説明しなければならない。このように修正提案 をさせていただきます。6項、評議員選任・解任委員会の決議は、 委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委 員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。 7 項、評議 員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定め る。こちら第7条につきましては、新設の区分となっております。 第8条です。社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとと もに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びそ の親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条 の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、 評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになっては ならない。第9条、評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会 計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、 再任を妨げない。こちら、任意の部分がございます。評議員の任期 でございますが、選任後4年以内というふうに今回提案をしており ますが、法令では4年以上6年以内ということで、最長6年まで伸 長することが可能ということになっておりますが、評議員の皆さま 方のご負担などを考えてみましても、最も短い4年が適切ではない かということで、今回は4年ということで定款案を作成させていた だいております。2項、任期の満了前に退任した評議員の補欠とし て選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時 までとすることができる。3項、評議員は、第6条に定める定数に 足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新 たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を 有する。こちら3項の部分につきましては新たに追加された部分で ございまして、後任が決まっていない間は前任の方がなお、権利 と義務を両方有するということが定款上、明文化されております。

第10条です。評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議 員には別に定める規程により費用を弁償することができる。こちら につきましても、現行どおり考えております。現在は、誠に恐縮で ございますが、無報酬ということで評議員の皆さま方にそれぞれご 就任をいただいているところでございますが、引き続きまして無報 酬という方法で、ただし、会議に出席をいただいた場合には、実費 弁償費を支給したいというふうに考えております。現行どおりとい うことでございますが、こちらでご提案をさせていただきたいと思 っております。規程につきましては、先ほど申しましたように年が 明けてからの理事会、または評議員会のほうにご提案をさせていた だきたいと思っております。次に、第3章の評議員会でございます。 第11条、評議員会は、全ての評議員をもって構成する。第12条、 評議員会は、次の事項について決議する。1号、理事及び監事の選 任又は解任。2号、理事及び監事の報酬等の額。3号、理事及び監 事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準。4号、計算書類(貸 借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認。5号、定款の変更。 6号、残余財産の処分。7号、基本財産の処分。4ページに移りま す。8号、社会福祉充実計画の承認。9号、公益事業・収益事業に 関する重要な事項。10号、解散。11号、その他評議員会で決議 するものとして法令又はこの定款で定められた事項。ということで ございます。この中で、第8号に社会福祉充実計画というものが出 て参ります。これにつきましては現在、厚生労働省のほうが、年明 け1月頃に社会福祉充実計画を作らなければならない法人と、作ら なくてもよい法人とを線引きするための基準を公表するというふう に言われております。従いまして、現段階ではこの計画を精華町社 協が作成しなければならないのかどうかということは見えていない 訳でございますが、1月に公表され次第、すぐにその基準に基づき まして算定をいたしまして、精華町社協がこの計画を作成しなけれ ばならないかどうかということにつきまして、ご報告をさせていた だきたいと考えております。次に移りまして、第13条です。評議 員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に開催す

るほか、必要がある場合に開催する。第14条、評議員会は、法令 に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集 する。2項、評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及 び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。 第15条、評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。第1 6条、評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する 評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、 可否同数のときは議長の決するところによる。 2項、前項の規定に かかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評 議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなけれ ばならない。1号、監事の解任。2号、定款の変更。3号、その他 法令で定められた事項。 3項、理事又は監事を選任する議案を決議 するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければなら ない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上 回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順 に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。4項、第1項 及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に 加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録によ り同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみ なす。この第4項につきましては、現在のところこのような規定は 設けられておりませんが、新制度以降は、このような方法も取るこ とができるということになっております。第17条です。評議員会 の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。 2項、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2人は、前項の議事録に記名押印する。次に第4章、役員の章です。 第18条、この法人には、次の役員を置く。1号、理事12名。2 号、監事2名。先ほども申しましたように、理事につきましては 現行15名から3名削減いたしまして12名という枠組みで提案 をさせていただきたいと思います。2項、理事のうち1名を会長、 2名を副会長とする。 3項、前項の会長をもって社会福祉法の理 事長とする。第19条、理事及び監事は、評議員会の決議によっ

て選任する。 2項、会長、副会長は、理事会の決議によって理事 の中から選定する。こちらは従前のとおりということになります。 第20条、社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この 法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他 特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1 を超えて含まれることになってはならない。 2項、社会福祉法第 44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法 人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議 員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人 の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その 他特殊の関係がある者であってはならない。こちらにつきまして は役員の資格ということで、評議員の中にもございましたが、同 様に一定の資格制限が設けられたということになります。 6 ペー ジに移ります。第21条、理事は、理事会を構成し、法令及びこ の定款で定めるところにより、職務を執行する。 2項、会長は、 法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、そ の業務を執行する。3項、副会長は、会長を補佐する。4項、会 長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の 執行状況を理事会に報告しなければならない。この4項につきま しては新設となっておりまして、会長につきましては年に2回以 上ということになりますが、自己の職務の執行状況を報告しなけ ればならないという義務が生じます。次に第22条です。監事は、 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報 告を作成する。2項、監事は、いつでも、理事及び職員に対して 事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をする ことができる。こちらは、監事の職務と権限が明文化されたこと になります。次に第23条、理事又は監事の任期は、選任後2年 以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会 の終結の時までとし、再任を妨げない。 2項、補欠として選任さ れた理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとす ることができる。3項、理事又は監事は、第18条に定める定数

に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、 新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての 権利義務を有する。この23条の最初の所でございますが、先ほ ど、評議員の任期につきましては4年ということであった訳です が、理事につきましては2年ということで、法令で、伸ばすこと も短縮することもできないと。2年という固定とされております ので、現行どおり2年となっております。そして3項には、こち らも評議員と同じでございますが、理事、監事につきましても同 様で、辞任した後も後任が決まらない場合はなお、権利、義務と もに有するということが明文化されることとなりました。次に第 24条です。理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、 評議員会の決議によって解任することができる。1号、職務上の 義務に違反し、又は職務を怠ったとき。2号、心身の故障のため、 職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。今回は役員 の解任ということで、評議員会の決議によって、当然条件はござ いますが、こういった状況による場合は解任することができると いうことが明文化されております。 7ページに移ります。第25 条、理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等 の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することが できる。こちらは、もともとは変更前のほうにもございますよう に理事会の議決事項であったものが、今後につきましては評議員 会で定めるということになります。次に第5章の顧問です。第2 6条、この法人に顧問若干名を置く。2項、顧問は、理事会の決 議を得て会長が委嘱する。 3項、顧問は、この法人の業務につい て会長の諮問に答え又は意見を具申する。4項、任期については、 役員の任期に準ずる。この顧問につきましては任意事項というこ とで、設置する法人、しない法人、わかれてくる訳でございます が、現行、本会におきましても顧問というのを設置しております ので、従来どおり新定款におきましても、顧問を置きたいという ことで項目を挙げているものでございます。第6章、理事会です。 第27条、理事会は、全ての理事をもって構成する。第28条、

理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が 定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。 1号、この法人の業務執行の決定。2号、理事の職務の執行の監 督。3号、会長、副会長の選定及び解職。第29条、理事会は、 会長が招集する。2項、会長が欠けたとき又は会長に事故がある ときは、副会長が理事会を招集する。ここで、会長に事故がある ときなどということが表現されている訳でございますが、この場 合につきましては副会長が理事会を招集する訳でございますが、 新しい社会福祉法の中ではあらかじめ会長の職務代理を定めるこ とが認められておりませんので、この記載にありますように副会 長が理事会を招集しまして、すみやかに後任の会長を選任すると いう作業が伴ってくるものというふうに理解をしております。次 に第30条、理事会の議長は、その都度理事の互選とする。8ペ ージに移ります。第31条、理事会の決議は、決議について特別 の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半 数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。2 項、前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加 わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録によ り同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述 べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。こち らも社会福祉法の改正によって新設された部分でございますが、 先ほどの評議員会と同じでございますが、特段意見が無い場合は、 会議の開催を省略することができるという文面でございます。次 に第32条。理事会の議事については、法令で定めるところによ り、議事録を作成する。2項、出席した会長及び監事は、前項の 議事録に記名押印する。変更点がございます。この議事録の署名 でございますが、現在は議事録署名人。評議員会と同じでござい ますが、議事録署名人を2名指名いたしまして、記名押印をいた だいているところでございますが、これを省略することができる ようになります。それから変更前のほう、監事や顧問、評議員お よび評議員会という章がございますが、こちらはもう先にご説明

をさせていただいておりますので、変更前の条文ということで省 略をさせていただきまして、10ページをご覧いただきたいと思 います。左側、変更後の条文です。第7章、会員です。会員の章 につきましては2章分、繰り下げということになっております。 第7章です。条文につきましても第33条ということで、変更前 18条から大幅に繰り下げということになっております。変更点 につきましては第3項でございます。会員に関する規程は、評議 員会において別に定める。となっております。今後この会員規程 につきましては、評議員会において定めていただくということに なります。11ページに移りまして、第8章です。こちら部会及 び委員会の章でございますが、こちらも2章分、繰り下げという ことになっております。条文につきましても、繰り下げというこ とになっております。第9章の事務局及び職員でございますが、 こちらも変更前から章の繰り下げとなっております。条につきま しても繰り下げとなっておりますが、変更点は2項でございます。 言い回しでございますが、この法人に、事務局長を1名置くほか、 職員を置く。3項につきましては、この法人の設置経営する施設 の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会にお いて、選任及び解任する。ということが明文化されました。それ から4項でございますが、前項施設長等以外の職員は、会長が任 免する。ということになります。第10章の資産及び会計ですが、 こちらも章の繰り下げでございます。条につきましても繰り下げ となっておりますが、第36条、この法人の資産は、これを分け て基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。とい うことで、言い回しのほうが若干変更となっております。従いま して3項につきましても、文頭でございますが、その他財産はと いう書き出しに改めております。4項につきましては、条の繰り 下げに伴うものでございます。12ページに移ります。第37条 です。基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理 事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、 京都府知事の承認を得なければならない。ということで、こちら

につきましても言い回しが若干変更となっております。次に第3 8条ですが、こちらは資産の管理ということで条の繰り下げとな っておりますが、追加がございます。まず変更点でございますが、 2項です。資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実 な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。 というふうに、言い回しの変更でございます。3項につきまして は新設されております。前項の規定にかかわらず、基本財産以外 の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て、株式に換 えて保管することができる。現在想定をしているものではござい ませんが、社会福祉法の基準に沿って、株式に換えて保管するこ とができるという文言が追加されております。それから、変更前 のほうをご覧いただきたいんですが、特別会計ということで第2 4条がございます。この法人は特別会計を設けることができる。 とあった訳でございますが、変更後につきましては、特別会計と 呼ばれるものは無くなるということでございます。変更後に戻り まして、第39条です。この法人の事業計画書及び収支予算書に ついては、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理 事総数(現在数)の3分の2以上の承認を受けなければならない。 これを変更する場合も、同様とする。13ページに移りまして、 2項。前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終 了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。第4 0条、この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了 後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会 の承認を受けなければならない。1号、事業報告。2号、事業報 告の附属明細書。3号、貸借対照表。4号、収支計算書(資金収 支計算書及び事業活動計算書)。5号、貸借対照表及び収支計算書 (資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書。6号、財 産目録。2項、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、 第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類について は、承認を受けなければならない。 3項、第1項の書類のほか、

次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する とともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する ものとする。1号、監査報告。2号、理事及び監事並びに評議員 の名簿。3号、理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準 を記載した書類。4号、事業の概要等を記載した書類。こちらの 各書類につきましては追加、新設となっております。次に第41 条でございますが、こちらにつきましては会計年度を示したもの で、条の繰り下げでございます。次に、14ページをご覧いただ きたいと思います。会計処理の基準でございます。第42条、こ の法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもの のほか、理事会において定める経理規程により処理する。第43 条、予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又 は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分 の2以上の同意を得なければならない。現在数というところが追 加されております。第44条、この法人が保有する株式(出資) について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、 あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の 承認を要する。先ほど、第38条の3項で株式の保管ということ が出てきた訳でございますが、新定款ではこのような記載がござ います。これを受ける形で、現在想定は全くしておりませんが、 株式を保有してその議決権を行使する場合には、あらかじめ理事 会で3分の2以上の承認を受けなければならないという設定とな っております。第11章、公益を目的とする事業につきましては、 章の繰り下げとなっております。第45条です。こちらにつきま しても、条の繰り下げとなっておりまして、2号で追加がござい ます。前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総 数(現在数)の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を得な ければならない。ということになります。15ページですが、第 12章は解散です。こちらも章の繰り下げとなっております。条 文につきましても、条の繰り下げとなります。第47条につきま しては残余財産の帰属でございますが、解散(合併又は破産によ

る解散を除く。) した場合における残余財産は、評議員会の決議を 得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。とい うことでございます。この、社会福祉法人のうちからという所で ございますが、解散した場合、行政機関に財産が戻るのではなく、 同じ社会福祉事業を行う社会福祉法人に、その財産は帰属すると いうことが明文化されているものでございますが、評議員会の議 決を得てということになります。次に第13章ですが、定款の変 更に関してでございます。こちらも章の繰り下げでございます。 第48条、この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議 を得て、京都府知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に 規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けな ければならない。2項については同様でございます。こちらは法 令が変わった関係で、法令の条文が繰り下がったものでございま す。16ページをご覧いただきたいと思います。公告の方法その 他につきましても、第14章ということで章の繰り下げでござい ます。第49条、この法人の公告は、社会福祉法人精華町社会福 祉協議会の掲示場に掲示するとともに、精華町の広報紙、この法 人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。ということで、方法が 1つ追加となっております。電子公告ということで、いわゆるホ ームページなどということが追加されております。施行細則でご ざいますが、第50条に繰り下がっております。附則でございま すが、2といたしまして、この定款は、平成29年4月1日から 施行する。ということでございます。今回、法改正を受けてとい うことで義務的に変更しなければならない部分が大多数でござい ますが、任意の部分も含めまして、中心的にご説明をさせていた だきました。この後、評議員会の決議を経て京都府知事の認可を 受けるべく、京都府のほうに提出をしたいというふうに考えてい るものでございまして、認可され次第、1月の上旬頃になると思 いますが、その後につきましては、この定款の中に定めのある別 に定める規程という部分を作成いたしまして、また理事会並びに 評議員会にご提案をさせていただきたいと考えておりますので、

定款ということでアウトラインといいますか、骨格部分ということで今回ご提案をさせていただきたいと思いますので、どうか可 決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議 長 第5号議案の説明、ありがとうございました。ただいま事務局から議案の説明を受けましたが、何か質疑がございましたら挙手にてお願いしたいと思います。ご意見ございませんか。

藤井評議員 (举手)

議 長 どうぞ。

藤井評議員 桜が丘三丁目の藤井です。いくつかあるんですが、まず第2章、第7条ですね。第7条のところで評議員の選任・解任委員会をいうことで、この時のメンバーが監事1名、事務局員1名、外部委員1名。この時に、その賛成反対が外部委員の意見というか、賛成反対の意見が外部委員1名によって左右される。すなわち、監事と事務局員1名がそれぞれ2名が賛成しても、外部委員が反対したならばその結論は成立しないということになる。ということは、外部委員の権力といいますか権限といいますか。それが非常に大きいことになる訳で、そしたらこの外部委員がどんな人がなり得るのか。これ非常に重要なところだと思いますんで、この外部委員となる人の資格規程が必要ではないかなという具合に思います。その1点、まずご回答いただけますか。

議 長 事務局よろしいですか。

事務局長

はい。ご質問ありがとうございます。今回、2ページの第7条の第2項の所に、評議員選任・解任委員会の構成をお示ししているところでございますが、委員としましては3名ということで、人数としては3分の1名ということにあたる訳でございますが、外部委員が賛成しない場合は評議員となり得ないということから、非常に強い権限を持つのではないかというご質問でございます。外部委員にはどんな人物がというところになってくる訳でございますが、厚生労働省が示しておりますのは、この法人の役職員ではない者ということしか、示されていない訳でございます。そうなりますと、逆に言いますと役職員でなければ誰でも良いのかということになる訳ですが、当然そうもいきませんので、現在、三役会議

の中で議論しておりますのは、精華町行政。地元の役場ですね。そこでお勤めの経験のあった方のOBの方。当然、福祉部局でお勤めのあった経験のある方などが、相応しいのではないかというような話が出ております。これにつきましては別段、規程の制定ということは考えておりませんが、これにつきましては当然、理事会が承認するということになっておりますので、個人名についてですね。その人物について理事会が承認しなければならないということになっておりますので、いま申しました、まだ個人的なお名前というのは挙がっておりませんが、先ほど申しましたような中から当たらせていただきたいなと一

藤井評議員 資格の規程が必要ではないんですか。

事務局長 規程につきましては必要がないというふうに考えております。

藤井評議員 なぜですか。非常に重要だというふうに、私と同じ認識をされた訳で すけども。それがゆえに、規程を設けないというのはなぜですか。規 程を設ける必要はないという。

事務局長 この選任につきましては理事会の決議が必要ということになっておりますので、お名前については理事会のほうで事前に承認を得なければならないということになりますので、それが1つ、選定するためのワンクッションになっておりますので、別段、規程については必要ないのではないかなと―

藤井評議員 理事会に任せてくださいよという訳ですな。

事務局長 そうです。定款で人数の定めがあって、かつ、人物については理事会 が事前に承認するということになりますので、規則については一

藤井評議員 ただ、いま先ほどありましたように、その役員及びその親族といいますか。特殊な関係にある者はなってはならないというような、少なくともそんな規程が必要じゃないんですか。理事会によって外部委員がですね、適切か不適切かというチェックができるとするならば、その関係者。理事の方、理事長に関係する人のことであれば、自分の都合のいいような外部委員を設けるということが可能ですよね。そういうことを、いま昨今、もともとこの新法。法律の改定されたのは昨今、皆さんご存知のように、この社会福祉法人の不祥事が非常にクローズアップされてますよね。理事及び理事長の方の私的流用というような

ね。非常に大きな問題が出てて、不信任が非常に、不審が強い訳です よね。ちょっと話がそれますけども、だからゆえに、評議員の方、し っかりしてくださいよと。ちゃんとチェック、監視してくださいよと いう意味合いが、私はバックにあるという具合に、この法律の改定で は思ってるんです。この関係としてはまた後で、報酬のことについて も申し上げたいんやけども、是非ともそれは、何らかの資格要件の規 程を設けていただきたいと思いますね。非常にいろんなところでその、 理事の方の突出した行動をさせないような、いろんなチェックという か規程が設けられている中で、この外部委員については非常にあっさ りとしてるというところが、問題だという具合に思います。是非とも 規程をお願いしたいと思います。いまさっき、ちょっと口頭で事務局 長おっしゃいましたけど、とりあえずは私その程度でいいだろうと思 いますけども、規程が無いというのはちょっと、都合のええ人で選べ るよというようなですね。ならないようにお願いしたいと思います。

事務局長

はい。この章の中、同じく7項でございますが、評議員選任・解任委 員会の運営についての細則はという所で、理事会において定めるとい うことになっておりますので、今回の評議員会の中でこういったご意 見があったということを次の理事会のほうにお返しをいたしまして、 必要に応じて再度検討していただくということで、今回定款の中では ですね、外部委員に関する規程については一

藤井評議員 それはちょっと。定款はこれ以上変えませんよということでしょ。私 は定款を変えて欲しいから言ってるんであって、その、内うち裏うら で適当に自分の都合のええように運用できるようにしとくいうのは、 非常に困ったことだと思いますけどもね。定款の変更という、言葉は えらく強いですけど、その資格要件を1個設けるということを是非と もお願いしたいと思いますね。

事務局長

理事会において、また検討させていただきたいというふうに思います。 藤井評議員 まあ、事務局長がやりますなんてできない訳で、もともと申し上げた ように、これは理事の方が理事会において審議し、評議員にこれでど うでしょうかというような提案をされてる訳ですから、理事の方から ご返事いただかないかなと。是非ともこれお願いしたいんです。これ から先、この評議員会において返答は理事の方に是非ともお願いした

い。理事の方が審議し、一生懸命考えて、もちろんたたき台は事務局 のほうがおやりになったんだろうと思いますけども。いろんな観点で 専門家の方がたくさんおられる訳ですから、福祉関係のね。それで審 議しといて、説明は事務局のほうに、あるいは返事は事務局にさせる というのは非常によくないと思いますね。この内容について、我々は 責任を持って評議員の方にお示ししたんですよという姿勢が出ない と。これはあきませんで。場合によってはさ、事務局がそう言いよっ たんで我々は、理事の方は知らんしらんよというような言い逃れする ことも可能な訳です。それはしてはいけない。そこのところ、非常に 理事の方々にお願いしたいですね。とりあえず、外部委員の資格の規 程については、ほんだら理事会で、ここで条文そのものを決めるとい うことはできないと思うんで、是非とも理事会において検討お願いし ます。それと、次にそしたら第10条、評議員の報酬の所ですけれど も。これはですね、この間の評議員会で、評議員の報酬は定款で定め なければならないという説明を受けました。そういうふうに書いてあ りましたね。で、私は、きっと評議員の報酬というのは支給するよと いう規程になるという具合に思ってたんです。そうにも関わらず、1 0条というのは、いうならば評議員の報酬は支給することができる。 すなわち、してもいいし、しなくてもいい。その理事会なり、その法 人によってのさじ加減でどうにでもできるよという具合になってる 訳ですよね。先ほど言いましたように、評議員の方。法の精神といい ますか、裏では、評議員の方、チェック機能、監視機能ちゃんとやっ てくださいよと。そのために報酬を出しましょうと。多い少ないは別 にして。そういう報いを、やっぱりする必要がある。そうすることに よって、評議員の機能が高まると。いろんな点で、決議事項もはっき りしてますし。評議員の責任と義務が非常に増大してる訳ですよね。 それに対して、報酬は出してもいいし出さなくてもいいというのは、 あまりにもちょっと酷ではないかと。額を問題にしてるんじゃない。 報酬を出すという規程になってないというのが、非常に問題というか、 これはちょっと。理事の方はちゃんと出す言っといて、評議員の方は 出すことはできると。出さなくてもいいよと。そういうのは少しちょ っと、精神にちょっと問題を感じます。それについて、そしたらご返

事いただけますか。

事務局長

はい。この報酬に関しましては、確かに法令の中では支給することも できますし、それについては各法人が判断するということでございま すので、今回、定款の中にあります表現といたしましては、これを支 弁しないという表現にさせていただいております。先ほどご説明もい たしましたように、現行どおり無報酬ということでご提案をしている 訳ですけれども、1点だけ、いまおっしゃられた内容で、理事につき ましても基本的に無報酬でございますので、理事にならって、評議員 の皆さま方にも無報酬ということで今回、お願いをしたいなというふ うに考えております。ただし、三役であります会長と副会長でござい ますが、会長につきましては月額2万円、副会長につきましては月額 5千円ということで、これは報酬規程に基づきまして支給のほうをさ せていただいていますが、理事、評議員につきましては両方、無報酬 ということで、これはお願いをさせていただくしかない訳でございま すが、そういう格好となっております。

藤井評議員 まあ、それはそういうことにしときます。残念ですけどね。そしたら 次に第4章、18条の所ですけども。ここの所で、15名から12名 にされてると。調整して12名で、3名をなぜ減らしてもちゃんとい くのかと。いうところが、ご説明いただけますか。それともう1点、 常任理事を置く必要はないとした理由は何なんですか。とりあえず、 この2点をお願いします。第18条に関しては。

事務局長

はい。第18条に関しては、役員の規程ということになっております。 理事の定数でございますが、現在15名ということから、新定款では 12名ということで、3名の削減という提案になる訳ですけれども。 何をもってということは、なかなか明確にというのは難しいですけれ ども、いま現在、選出していただいているそれぞれの区分の中で調整 をさせていただきまして、これが13名であるといけない理由という のはなかなか無いんですが、一定、法が6名以上ということで減らし てきておりますので、その趣旨を踏まえまして迅速に対応できる体制 を取りたいということから、3名程の削減ということに最終的に合意 に至った訳でございますが、もう一方の、常任理事を置かないことに ついてでございますが、現在も常務理事という言いかたで置いている

法人もある訳でございますが、精華町社協につきましては常務理事、 常任理事ともに置いていないというような状況でございます。これは 毎月、月例で三役会議を開いていることと、会長のほうが、平均値で ございますが週3回以上、出勤をしていただいて、決裁等、事務処理 も含めて、対外的な業務を含めて、これで支障なくここまで進んでき ているところでございますので、改めて常務理事や常任理事を配置す るということは現段階では、ただちに必要ではないのではないかとい う考えから、今回、現行どおりということでご提案をしているもので ございます。

藤井評議員はい。事務局の方が、そうおっしゃるんやから、きっと職務に支障が。 事務局員としてのね。職務に支障がきたさないという前提の上でおっ しゃってると思いますんで、それはそれでよかろうという具合に思い ます。だだ、そういうことと関連して、一方では顧問を置くというこ とですよね。確かに、顧問と常務理事との職務内容が当然違うので、 別に顧問を置くことが悪いことだとは思いませんが。いままで顧問を 置いてたんで、今回の新定款において、顧問を置くという明文化。は っきりさせましたんですよね。そしたらこれはもう、定款でこれ書く 訳だから、数は若干名ですけども、置かなければならない訳ですよね。 そうすると、この顧問の資格みたいなものが重要なのではないでしょ うか。顧問というのは会長の、平たく言うなら相談相手ですよね。自 分の知らない分野っちゅうのは当然あるだろし、あるいは判断が困る ということもあるから相談すると。それはそれで、悪いことではない 訳ですけれども。ただやっぱり、その理事長と利害関係があるような 人。大概、こういうのは友達と言いますかね。非常に気の置けない奴 を選ぶのが通り相場ですしね。そうすると、理事長に都合のええよう な意見が出て、そしたら理事会において、顧問が言うとるから、顧問 というのはその友達であり、また先輩であったり、あるいはそのとこ ろの権力者であったりすることで、影響力非常に強い訳ですよね。だ から、顧問というのはもろ刃の剣みたいなもので、そういう不正を起 こり得ないような人が選ばれなければならないような縛りが必要で はないでしょうか。お答えいただけますか。

事務局長 はい、ありがとうございます。今回、7ページの第26条という所で 顧問について定めがある訳でございますが、次の8ページをご覧いただきますと、変更前の条文の所で第3章、第13条として、もともと顧問については設定がございました。顧問につきましては、職務の内容というのは、いま藤井さんがおっしゃられたような内容で正しいかというふうに理解をしておりますが、一定、現行も定款でありますように、これに基づいて規程のほうも整備されておりまして、精華町社協の場合、顧問としましては規程で精華町長並びに精華町議会議長というふうに明文化をさせていただいておりますので、いまご懸念といいますか、していただいているようなことというのは、規程からもですね。公平中立なお立場から出ていただける方というふうに、わたくしも信じておりますので、これについては細則の中で職名といいますか、固有名詞が入っておりますので、これについては従来どおりでも特段、支障はないのではないかというふうに考えております。

藤井評議員 いまのこと以外にも、いろんな条文のところで別途規程を設けるということで、その別途というのが何らこの段階ではね、示されていないんで。それはいずれ、先ほど1月云々のところで、お示しいただける訳ですか。

事務局長 はい。今回、行政指導で、定款についてまず認可を取るということを 先にしてから、当然、定款が効力が発生してから初めて、この定款の 中にある1つひとつの条文に基づく規程がいきてくるということに なりますので、行政指導で定款のほうを先に通すということで指導を 受けているところでございますので、当然この中で細則といいますか、 別に定めるという分につきましてはそれぞれ個別にですね、理事会、 評議員会のほうにご提案をさせていただくということになりますの で、その点はご了承を賜りたいと思っております。

藤井評議員 わかりました。そしたら最後の1点。第8章、部会及び委員会の第3 4条の所ですけれども、委員会を置くという具合に書いてますよね。 この法人に部会又は委員会を置く。この委員会は、先ほどの選任・解 任の、あの委員会も含めた委員会ですよね。言葉尻ですけども。すな わち、もし違うんであれば、別の表現を持ってこないと、選任・解任 員会も委員会であり、ここでいう、何でもありの委員会と何ら区別つ かない訳ですよね。だから、前の選任・解任委員会は、この34条の ところの第2項にも当てはまるということになりますね。そうすると、不都合が起こりませんか。少なくとも、選任・解任委員会の委員会とは違うんだよ、この委員会は。というのであれば、表現を変えないと。いまですね、おっしゃるとおり委員会と違う。選任・解任委員会とは違う意味合いの委員会だというのであれば、それはそれでよしなんやけど。だから別の表現を、適切な表現。この場で示すということは難しいのかも知れませんので、それはそれで構わないんですけども。だからここは変えますという、表現を変えますという言葉といいますか、説明をいただけたら私はそれで結構だと思ってますけども。法律の用語ですからね。同じ言葉は同じことを意味するというのが、これ通り相場ですから。

事務局長

今回はモデル定款を中心に、そのまま引用させていただいております。その中では、基本的に名称の付いている選任・解任委員会については固有名詞となっておりますので、それ以外の委員会ということで、例えばボランティア活動に関しての別の委員会。それから、地域福祉活動に関する別の委員会。という意味での、委員会を置くということになっているというふうに解釈をしておりまして、そういったものにつきましては2項にございますように、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申するということで、その委員会の中で専門的分野。その分野に係る範囲において、諮問に答えたり意見を具申したりするということになるかと思いますので一

藤井評議員 委員会。ボランティア委員会、何委員会、何々委員会の中に、選任・ 解任委員会ちゅうのは入るんじゃないんですか。

事務局長 そういう解釈もあるかも知れないんですけれど―

藤井評議員 そういう解釈ができるから、表現を変えたらどうですかって言ってる んです。あるいは、もっと露骨に言えば、委員会カッコ、選任・解任 委員会を除くという形にすればいいだろうと思うんですけども。

事務局長 この点に関しましては、京都府が認可をする行政機関になりますので、 京都府のほうと相談をさせていただきまして、必要に応じて、いまご 指摘いただきましたように、必要があれば当然、カッコ書きで、ただ し書きを設けるとかいうような方法もあるかと思いますので、その方 法につきましては、監督官庁であります京都府と相談をさせていただ きたいというふうに思います。

議 長 はい、よろしいですか。

> 貴重な意見、ありがとうございました。時間も追っておりますけれど も、その他、ご意見ございませんでしょうか。

ご意見がなければ一

藤井評議員 すいません。最後1点。総括といいますかね、議長にお願いしたいん ですけどね。こういった定款というのは、非常に重要なものですよね。 精華町の社会福祉協議会において、先ほど会長からの挨拶の中にあり ました、根幹を成すもの。言いかた変えれば、ちょっと大げさな言い かたですけども、憲法みたいなもの。絶対に守らなければならない。 そういう代物です。それをですね、事前として一週間前にね。ぐらい にいただいてて、非常に皆さん日常の生活のいろんな用事やら何やら ありながら、このために、評議員の義務としてですけども、当然です けども、目を通されたと思うんですけども。なかなかこれだけのボリ ュームのものを、内容を自分自身で一生懸命考えて、なかなか大変で す。それを、ほぼ1時間か1時間半ぐらいで、これでええかどうか決 めてくださいよという具合に事務局おっしゃる。理事会はおっしゃる。 ある意味では非常に不拙速といいますか、とりあえず評議員にクレー ムを付けさせないで、タッタッタと前へ進めてしまえと。自分達の都 合のいいように早いことしてしまえという思いが強いと、私は見てる んです。で、そういうこと、こんな大事なものを、ある程度時間をか けてやらないといかん。そうするにはどうすればいいか。評議員でそ の態度を示さないかん訳だから、評議員の間だけで、別に会合を持っ て、皆で検討し合う。意見を述べて自分の考えを修正したり、述べた り、あるいは、これはこういう意味なんだろうかという解釈をですね。 することによって、あるいは勉強会みたいなもの。そういう場を設け た上で臨まないと、そこで結論出せと言うてる訳じゃないわけですよ ね。そりゃ、評議員会でそうすれば、そうすべきだというなら、それ はそれでいいんですけど。そういう結論を出すこと目的じゃなくて、 内容を精査するというようなことを、やはりやった上で、この評議員 会に臨んで、自分の態度を表明すると。賛成反対ですよね。そういう ことをやはり、評議員会としてはやらないといかんの違いますか。何

でもかんでも評議員会開いて、皆さん忙しい中、負担を掛けるというのは望ましくないですけれども、重要な案件についてはやはり事前に、こういう大会の前に、評議員会集まって、それぞれ勉強し合うということが必要ではないかという具合に思うんですが、どうですか。

議 長 はい。いまご意見いただきましたけれども、それは本当にそのとおりだとは思うんですけれども。こういう形の中で、本来は事前に評議員だけでもこの検討会議、お勉強会を開ければ、またそれはそれで良かったかと思いますけれども。今回は、もうその形が取れませんでしたから。非常にいいお話だと思いますんで、今後においてですね。何かこういう大事なお話があるときは、一度、評議員会のほうも、お勉強会のような形のものが取れるようであればやっていけたらいいなと、私も評議員の一員として思いますので。ありがとうございました、貴重な意見。

藤井評議員 事務局の方、よろしくお願いしますね。事務もやっぱりやっていかないかんので。招集と場所と日程と、あると思うんですけども。なんもかんもとは言いませんけども、やはり重要なものについてはですね。

議 長 やはり、お互いにより良いものを作っていこうというお気持ちは、みんな一緒だと思いますんで。できればまた、意見をいろいろ聞かせていただいて、お勉強会なり意見交換会などを持って、皆さんの意識を高めていけたら一番いいかなと思います。ありがとうございました。その他のご意見、ございませんでしょうか。

それでは、このご意見については、今回は採決ということにさせていただくことになりますけれども。第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

評議員 (20名挙手)

議 長 賛成多数ということで、今回の採決のほうは可決承認いたしました。

続きまして日程番号4。諸報告に入らせていただきます。事務局から報告のほう、よろしくお願いいたします。

事務局長 はい、議長。それでは、この評議員会のお時間を少しお借りいた しまして事務局のほうから諸報告ということで、今回に関しまし ては今年度、新規事業ということで実施しております精華町ファ

ミリー・サポート・センターの事業の進捗状況について、ご報告 をさせていただきたいと思います。本日お手元に、平成28年度 精華町ファミリー・サポート・センター活動実績を配布させてい ただいております。今年の理事会並びに評議員会でもご承認を賜 って、今年度から実施しているものでございますが、実質的には 4月から7月までは、このファミリー・サポート・センター事業 の根幹を成します援助会員の養成に力を入れておりまして、その 援助会員の養成数が一定数整った後ということで、今年の7月2 0日から、この事業を運用開始させていただいております。11 月末日現在の実績でございますが、会員数が、依頼会員。子育て 中の保護者の方ということですが、依頼会員が14名。それから、 実際に子育てをしてくださる会員さん。援助会員と呼んでおりま すが、15名。それからこの両方を兼ねるという意味で、両方会 員という制度がございます。こちらが2名で、合計が31名とい う会員体制になっております。それからその下、活動内容及び実 績でございますが、7月から9月までにつきましては、実質的に 事業を開始しておきながら、事業実績は無かったと。稼働は無か ったということになります。10月に初めて、保育所の終了後の 迎えと預かりという依頼が2件ございまして、6時間。11月に も同じご依頼が2件ございました。11月には更に、保護者の用 事の時の預かりということで3件ご依頼をいただいておりまして、 11月末までに7件、合計14時間の稼働があったということで、 順調にいまのところ動き出したというところでございますので、 その進捗状況についてこの場でご報告をさせていただきたいと思 います。

議 長 ありがとうございました。それでは、本日の案件は以上のとおり となりますが、全般的なところで評議員の皆さま方からのご意見 がありましたら、お受けしたいと思います。何かご意見はござい ませんでしょうか。

> 今日は先ほど、本当に貴重なご意見をたくさんいただきまして、 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の 案件の全てをご審議いただきましたので、議長を降壇させていた

だきます。ありがとうございました。

以上、本評議員会の案件は全て終了したので、午後3時35分散会した。 上記の決議を証するため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

> 平成28年12月21日 社会福祉法人精華町社会福祉協議会 平成28年度第2回評議員会において

議長	印
署名人	印
署名人	卸